

越 監 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和8年（2026年）
1月6日付け越監第137-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じ
た旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年2月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

監査の結果に係る措置について

消防局

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、旅行命令後に交通手段の変更が生じたにも関わらず、変更手続を失念していたため過支給となっていたものである。
(予防課)

【措置等の内容】

本件は、当初予定していた旅行に係る交通手段（公用車利用・鉄道利用）の変更が生じたことに伴う再申請及び承認手続を失念していたことにより過支給となったものです。

当該過支給分については、正当額への修正手続を行い、令和7年11月に精算を完了しました。

今後は、旅費の支出事務において、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに修正するとともに、申請者及び承認関与者で確認を徹底し、適正な事務執行に努めます。

監査の結果に係る措置について

消防局

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 特殊勤務手当の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する特殊勤務手当については、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例により、支給対象となる業務内容、勤務時間及び支給金額等が規定されている。

職員への夜間特殊業務手当の支給状況を確認したところ、支給対象外の勤務時間分を計上したため過支給となっていたものである。(間久里分署)

【措置等の内容】

本件は、夜間特殊業務手当について、午後１０時から翌日の午前５時までの間の勤務に対して支給されるべきところ、誤って支給対象外の時間に係る勤務に対して手当を申請し、さらに、承認者による確認も不十分であったため、過支給となっていたものです。

当該過支給分については、正当額への修正手続きを行い、令和７年１２月に精算を完了しました。

今後は、同様の誤りが生じないよう、夜間特殊業務手当の支給対象時間について周知徹底するとともに、勤務日誌の様式を特殊勤務手当の内訳が確認できるように変更したところであり、申請者及び承認者による十分な確認を行い、再発防止に努めます。